

2007年10月5日

埼玉県知事 上田 清司 様  
埼玉県教育長 島村 和男 様

埼玉県学童保育連絡協議会会長 薄井 俊二

## 2008年度県予算等に関する要望書

県知事、県教育長、並びに担当各部局の皆様には、日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

学童保育は、1960年代の高度経済成長に伴い、急速に都市化が進み核家族が増え、また地域・子育て環境も悪化する中で、「働き続けながら子どもを安心して育てたい」と願う共働き・母子・父子家庭の父母の願いから誕生しました。その後の私たちの運動の結果、60年代後半からいくつかの自治体が、学童保育の公的役割を認め、国に制度がない中でも、事業を実施したり補助を開始しました。1973年、全国に先駆けて埼玉県が、「県学童保育運営費補助金」事業（現在は「県放課後児童健全育成事業」に名称変更）を開始しました。これがきっかけとなり、保護者たちの運動とも相まって県下の多くの市町村が施策を持つようになりました。そして国も、ついに1997年、児童福祉法に「放課後児童健全育成事業」として法制化しました。

埼玉県はその後も、障害児の受け入れ施策の発足、障害児だけの学童保育施策（養護学校放課後児童対策事業）の発足等をすすめ、2004年3月には、全国に先駆けて、学童保育の保育内容と施設等に関する最低基準ともいえる「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。2005年度からは、次世代育成支援対策推進法にもとづく「埼玉県子育て応援行動計画・埼玉県子育てコバトンプラン」をスタートさせました。

今日では、1973年当時県内に20自治体に53ヶ所、入所児童 1,219人しかなかった学童保育が、2007年4月時点で70自治体に829ヶ所（小学校数831校のうち99.8%、全国で東京都に次いで多い普及率）、児童数42,208人にまで達し（弊協議会調査）、共働き・母子・父子家庭の子どもたちの放課後の生活にとって必要不可欠な場として、また地域の子育て環境の一つとして広く定着してきました。

しかし学童保育は、まだまだたくさんの課題・問題に当面しています。  
小学校区に対応する学童保育がない地域がある。

生活の場にふさわしい施設・設備となっていない学童保育が多数ある。特に、集団活動の適正な規模を著しく越えた「大規模化」が目立っている。

子どもの生命と生活を守り親たちの生活を支援する指導員の雇用・労働条件が安定したものとなっていない。

必要としているにも関わらず入所できない児童（障害児、高学年、低学年でも待機児）がいる。

大多数の民間（共同）学童保育が厳しい財政運営を余儀なくされている。

制度的な問題としては、「指定管理者制度」が保護者や指導員等、当事者の意向を無視する形で導入されている。

障害児学童保育（養護学校放課後児童対策事業）は通常の学童保育以上の困難をかかえています。保護者の負担する保育料は平均2万円以上 財政事情から指導員の入れ替わりが激しい 施設は3ヶ所を除いて民家借家など父母負担となっている等。

学童保育“先進県”である本県が、これらの課題・問題の解決のために、実施主体である市町村とも協力して努力されることを強く希望するものです。

以上の趣旨をご理解いただき、2008年度県予算編成において下記の諸事項を実現していただきますようお願い申し上げます。

記

■ 埼玉県は、2004年3月、学童保育の最低基準と言える「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。「運営基準」の内容が実現できるように、県の学童保育施策（放課後児童健全育成事業）を下記の点で改善を図って下さい。

1. 学童保育（放課後児童健全育成事業）予算について、
  - (1) 学童保育はまだ増え続けています。厚生労働省の大規模解消の方針もあり、分離増設は緊急の課題となっています。対象数の増加を確実に盛り込んでください。
  - (2) 「運営基準」は、指導員体制について、「指導員の仕事と役割から、運営形態に関わらず常勤指導員を複数配置することが望ましい」と明記しています。指導員の安定した労働条件が確保できるよう、また、常勤形態の指導員常時複数体制を確保できるように、1ヶ所あたりの補助基準額を増額してください。
  - (3) 民営と比べて低くなっている公営の補助基準額を民営並みに改善して下さい。

2. 要望のあるすべての市町村・小学校区に学童保育がつくられるようにするため、また大規模学童保育の分離増設のために、下記の施策を講じてください。

- (1) 学童保育を単独で建てる場合の児童厚生施設等整備費を活用できるように予算化を図るなどして下さい。

(2) 同時に、余裕教室を学童保育施設として活用を促すため、及び障害児受入のために既存施設を改修するため、保育環境改善等事業費(新・放課後子ども環境整備等事業費)を活用できるようにして下さい。

(3) 設備費(備品の購入等)補助を予算化して下さい。

(4) 民間施設借用の学童保育への家賃補助を予算化して下さい。

(5) 文部科学省・厚生労働省の「放課後子どもプラン」は学校余裕教室の活用を促しています。県教育局として学校施設等を学童保育の専用施設(室)として活用できるように、市町村教育委員会に対して積極的な指導を行って下さい。

3. 指導員の研修の機会を保障するために、「放課後児童指導員研修会(学童保育指導員学校)」を引き続き県学童保育連絡協議会と共催で実施し、内容もさらに充実させて下さい。

4. 大人数の学童保育が増え、児童の生活に支障を来しています。「運営基準」は、「集団活動を指導できる規模は、40人を限度とする。41人以上を越えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとることが必要である」と明記しています。また、厚生労働省も2010年度をメドに71人以上については適正規模での分割を促しています。

(1) 「複数の集団活動ができる体制を」とった場合、それぞれに補助金が支出できるように補助要件を明確化して下さい。

(2) 学童保育施設を適正規模で分離・独立を進めるように、市町村に対してはたらきかけて下さい。

5. 障害のある児童の受け入れをさらに進めるために、

(1) 指導員人件費補助について、国庫補助基準額(1,683,000円)が支出できるように改善して下さい。

(2) 県施策が改善されて障害児1人に担当指導員1人を加配できるようになりました。しかし、「障害児6人以上で指導員2人の加配」については現状のままです。最低、「障害児4人以上で指導員2人の加配」に改善して下さい。

(3) 障害児の学童保育への送迎を支援する制度を整備して下さい。ないし、既存の制度が利用しやすくなるように支援して下さい。

6. 学童保育が加入する賠償責任保険の保険料に対しての補助を、障害児のいる学童保育に限らず実施して下さい。

■ 障害児学童保育事業(養護学校放課後児童対策事業)を以下の点で改善を図って下さい。

1. 箇所数増、児童数増を確実に見込んで予算化を図って下さい。

2. 指導員の人件費基準単価(現在、1,683,000円)を改善して下さい。

3. 障害児数に対する指導員の配置基準を実態に見合った形で改善を図って下さい。

具体的には、

(1) 現在、「その他」の児童6人に指導員1人を、児童3人に指導員1人に改善して下さい。

(2) 常時、指導員の介助を必要としている児童( )については児童1人対指導員1人として下さい。

注 常時、指導員の介助を必要としている児童とは、例えば、知的障害と身体的障害が重複している児童、肢体不自由の児童、重いてんかんを負っている児童、多動の児童等を想定しています。

4. 指導員の健康診断費を予算化して下さい。

5. 人件費以外の運営費に対する補助を新設して下さい。

6. 現在、施設・設備は一部の学童保育を除いて基本的に保護者の負担となっています。

(1) 施設・設備に関する施策・補助を設けて下さい。

(2) 市町村に対して、施設に対する施策や支援をはたらきかけて下さい。

7. 児童数が補助要件の10人に満たないクラブも対象となるように要件を緩和して下さい。

8. 教育局特別支援教育課としてもより積極的な関わりを下記の点でお願いします。

(1) 2009年度に設立する予定の県立養護学校に障害児学童保育を併設ないし学校内に設置できるようにして下さい。そのために、保護者などの関係者が設計段階から関わられるように図って下さい。

(2) 当該児童・生徒の健全育成のために、養護学校と障害児学童保育とが日常的に情報交換を行える場をつくれるようにご協力下さい。

(3) 学校内の施設・教室などを学童保育の活動場所として利用できるように、ご協力下さい。

9. 障害児学童保育の事業にとって送迎用車両は、半ば必須の備品です。自動車取得税、自動車税が減免できるように自動車税事務所にはたらきかけて下さい。

■ 「埼玉県子育て応援行動計画＝子育てコバトンプラン」の達成のために児童関連予算の抜本的な増額を

同プランには、「次世代育成支援のための新たな財源の確保や施策の提案についても議論していきます」とうたわれています。保育所や学童保育等の施設や職員を伴う事業は費用を伴うものです。また、コバトンプランのめざす少子化克服を真に達成しようとするれば、児童にかかる予算を抜本的に増やしていく必要があります。そのために県を上げての努力を進めて下さい。

■ 「放課後児童クラブ運営基準」に関する要望

1. 県として以下のことを行ってください。

- (1) 今年度から廃止された「運営基準活用促進事業」は、「運営基準」の活用を進める上で有効な施策でした。同種のしくみを復活して下さい。
- (2) 「運営基準」そのものの改善・見直し（フォローアップ）を進めて下さい。

2. 県として市町村に対して、「運営基準」の周知と「運営基準」に沿った改善を進めていくようはたらきかけて下さい。

- (1) 市町村に対して「運営基準」にもとづく点検を引き続き進めて下さい。
- (2) すべての市町村が「運営基準」にもとづいて「改善計画」を策定するようはたらきかけて下さい。

■ 「放課後子どもプラン」に関する要望

1. 県として国に対して、「放課後子どもプラン」の具体化に当たっては、「地域子ども教室推進事業（新・放課後子ども教室推進事業）」と学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の「一体的」ではなく、それぞれの事業がその目的・役割にそって拡充され連携が図られる内容となるようにはたらきかけて下さい。

2. 県としても同「プラン」の具体化に当たっては、福祉部と教育局とが対等の立場で連携を進めて下さい。

3. 「県放課後子ども教室推進協議会」において、「放課後児童クラブ（学童保育）」と「放課後子ども教室」両事業が、それぞれの目的・役割をふまえつつ、効果的に連携が図れるようにご検討下さい。

■ 厚生労働省に対して、以下のことを働きかけて下さい

1. 2008年度政府予算について

- (1) 同省が来年度の概算要求として提示している要求内容が実現するように働きかけて下さい。
- (2) 現在の放課後児童クラブ運営費単価は実態と比べて不十分です。大幅な単価増を働きかけて下さい。

2. 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」について、以下のことを働きかけて下さい。

- (1) 厚生労働省は現在、「放課後児童クラブガイドライン」の策定の作業中です。「ガイドライン」が規定する内容が事業の最低基準的な役割を果たすことができるように（例えば、「実施要綱」に明記するなど）働きかけて下さい。
- (2) 「ガイドライン」が実効性のあるものとなるように、埼玉県が実施したように「ガイドライン」にもとづく「点検」「活用促進事業」の創設「ガイドライン」普及のための会議の開催などを行うことを働きかけて下さい。

■ 「指定管理者制度」に関する要望

県内各地で学童保育事業に「指定管理者制度」を導入する市町村が増えています。同制度は、非営利団体でない民間企業も参入でき、3年ないし5年の指定期間を定めています。学童保育事業は、元々利益を目的とした事業ではなく、対象としている児童も6学年の間、継続して生活しており、私たちはそもそも、同制度は学童保育事業にはなじまないものだと考えています。

- 1. 県として、指定管理者制度は、学童保育事業にはなじまないという認識を明らかにしてください。
- 2. 県として市町村に対して、重大な制度変更を行う場合は、住民の意向を尊重すること、また住民に対して説明責任を果たすことを徹底してください。

以 上